

【2割負担に該当するかについて】

(コ) 自分は2割負担になるのか。

施行日以降に2割負担になるかについては、令和3年の課税所得、年金収入、その他の合計所得金額が分からないと判定できません。

令和4年8月頃までは、令和3年の課税所得、年金収入、その他の合計所得金額にかかる情報が揃っていないため、実際に2割判定になるかどうかを正確にお答えすることはできません。

令和3年の課税所得は、令和4年6月頃に、市民税が課税されている市区町村から送付される「令和4年度市民税 県民税 税額決定(変更)通知書」の5枚目「課税標準」の額をご覧ください、28万円未満であれば2割負担にはなりません。(28万円以上であれば、2割負担になる可能性があります。)

(サ) いつ負担割合は分かるのか。

令和4年9月頃に負担割合が券面に書かれた被保険者証を発送する予定です。

(シ) 自動的に2割負担になるのか。何か手続きが必要なのか。

窓口負担割合の判定は、広域連合において行われるため、手続きは必要ありません。

※確定申告などで控除や所得に申告漏れがある場合は、修正申告が必要。

(ス) 自分は現在3割負担だが、今般の制度の見直しにより、2割負担に下がることはあるのか。

3割負担の基準に変更はありませんので、現在3割負担の方について、前年度と比較して、世帯構成や所得が変わらないという前提の下であれば、負担割合が2割に下がることはありません。

※ただし、3割負担の判定を受けたときの所得が特別多かった場合や、3割負担の判定を受けたときから所得が減少している場合には、負担割合が2割や1割に変更になる可能性があります。

※一般的に、課税所得により3割負担と判定された方について、一定の基準を満たしている場合は、基準収入額適用申請を行うことにより、負担割合を1割又は2割とすることができます。対象となりうる方には、お知らせと申請書をお送りします。